## 平成28年第6回五戸町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成28年6月8日 (水)午前9時30分から10時15分まで
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (21人)

会 長 三 浦 房 雄 君 会長職務代理者川﨑 良 巳 君

3 番 中川原 隆 雄 君 4 番 佐々木 克 文 君

6 番 上 山 和 男 君 7 番 久 保 隆 藏 君

8 番 鈴 木 勝 利 君 10番 中 里 光 朋 君

11番 岩 井 壽美雄 君 12番 鳥谷部 孝 雄 君

13番 三 浦 亮 一 君 14番 豊 川 敏 雄 君

15番 柏 田 雅 俊 君 16番 佐々木 一 榮 君

17番 大 沢 トモ子 君 18番 北 村 勉 君

1 9 番 沢 田 良 一 君 2 0 番 浦屋敷 節 男 君

2 1 番 鈴 木 幸 雄 君 2 2 番 鳥谷部 甚一郎 君

23番 森 田 英里子 君

4. 欠席委員 (2人)

5 番 時 田 宏 君

9 番 中川原 一 義 君

- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 業務報告

第3 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 五戸町農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

第4 報告第11号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答に

ついて

(追加)報告第12号

農地移動適正化あっせん委員の指名報告について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤武美君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤 坂 真 弓 君

主 幹 黒沢満尋君

主 幹 早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

事務局(齊藤) ただ今から平成28年第6回総会を開会いたします。 はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。 会 長(三浦房) 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申 し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますと おり、議案第28号から議案第31号までの4件及び報告第11号から 第12号までの2件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局(齊藤) 本日は、5番 時田 宏 委員及び9番 中川原 一義 委員 から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は 23 名中 21 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長(三浦房) これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会 議書記の指名を行ないます。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、 10番 中 里 光 朋 委員 22番 鳥谷部 甚一郎 委員

にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務 班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長(三浦房) それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告 の朗読と説明をお願いします。

事務局(赤坂) 「業務報告の朗読及び説明」

会 長(三浦房) 今回は大会前日の25日に大島衆議院議長、江渡衆議院議員、 赤石参議院議員、滝沢議員の各議員へ要請活動いたしてきました。 また、参考までに基盤整備がなされていない五戸町は地元議員よ り事業に手を挙げてほしいとのことでした。 なお、大会においては、4月1日より、農業委員会法の改正により政策提案がなされました。以上です。

議 長(三浦房) ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いしま す。

(発言なし)

議長(三浦房) よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長(三浦房) ここで農地調査会、今月担当調査委員は

2 番 川 崎 良 巳 調査委員及び17番 大 沢 トモ子 調査委員です。

調査委員席に着席してください。

議長(三浦房) それでは、日程第3の議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(早狩) それでは、議案書の1ページ議案第28号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案6件です。1番は売買による所有権移転に関する件、2番から4番までは贈与による所有権移転に関する件、5番6番は使用貸借による権利設定に関する件であります。

1番から6番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ともに、経営規模拡大、農業経営の安定を図るものであり機械、 労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会 が定める別段の面積もこえていることから、許可要件をすべて満 たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせいたします。 1 番の売買価格は  $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$  円、 10 アール当りにしますと約  $\bullet \bullet \bullet \bullet$  円となっております。以上です。

- 議 長(三浦房) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して川﨑良巳 委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 川﨑良巳調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いた します。

総会提出議案書の1ページ議案第28号と参考資料の1ページをご覧ください。

- 6月2日に、三浦会長と大沢トモ子委員及び事務局職員2名と現 地調査を行いました。
- 1番の農地は、譲渡人は岩手県矢巾町に在住しており、今まで親戚から耕作してもらっていましたが、譲受人の父親の知り合いからこの田んぼを紹介され、売買するのもであります。また、譲受人の父親は農業者年金受給者であるため、娘である譲受人で申請するものです。

さらに、譲受人は今までも、勤めながら農業に従事していること から、これを受け今後、耕作していくそうです。

2番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人には息子がいますが、他県で勤めていて帰ってこないことと。また、今まで譲受人から耕作してもらっていることからも、譲受人に贈与するもであります。

これを受け、譲受人は規模拡大を図りながら耕作していくそうです。

3番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人は高齢なため 息子に一括贈与するものであります。

また、譲受人はこれを受け、いままで同様耕作して行くそうです。

4 番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲受人の叔父にあたります。譲渡人は一人身であることと、病気がちであることから、耕作できないため、譲受人に贈与するものであります。譲受人はこれを受け、今後耕作していくそうです。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は知り合いで、譲渡人は高齢で耕作できないことと、息子はいますが今は仕事で農業はやれないということです。今後、退職したら農業をやる計画であります。その間、譲受人に使用貸借するものであります。

6番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人は高齢で農業ができなくなってきたこともあり、また、譲受人は農林課の政策支援を受けながら農業経営をしたいと考えているため、譲渡人から使用貸借するものです。譲受人はこれを受け果樹栽培に取組んでいくそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長(三浦房) これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 28 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙 手をお願いいたします。

## (全員挙手)

議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり決定いたしました。

また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。 指定席にお戻りください。

- 議 長(三浦房) 次に日程第3議案第29号「農業経営基盤強化促進法に基づ く農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。
- 議 長(三浦房) 議案第29号について、事務局より議案の朗読と説明をお 願いします。
- 事務局(黒沢) 議案書の4ページ議案第29号をご覧ください。 五戸町長より五農林第101号平成28年5月25日付けで、農用

地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 10 件です。面積は 51.630 平方メートルです。

1-1 番は再設定で、使用貸借で期間は3年間となっております。また、4番も再設定の賃貸借で期間3年、賃借料は10アールあたり●●●●円となっております。1-2番、2番、3番、5番から6-4番までは新規です。なお、1-2番の賃貸借で期間は5年、賃借料は10アールあたり●●●●円、3番も賃貸借で期間は3年、賃借料は10アールあたり●●●●円、2番、5番、6-1番から6-4番では使用貸借となっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

- 議 長(三浦房) 説明が終わりました。議案第29号これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。
- 3番(中川原隆) 確認でございます。2番の備考欄の所有者亡●●●●●さん の名前はもしかして、晴夫さんではないでしょうか。
- 事務局(黒沢) 確認したところ、晴夫さんです。訂正いたします。
- 議 長(三浦房) その他ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(三浦房) よろしいですか。それでは、採決いたします。 議案第29号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手 をお願いします。

## (全員挙手)

- 議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 次ぎに、日程第3の議案第30号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題に供します。

議 長(三浦房) 議案第30号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(赤坂) 議案書の7ページ議案第30号をご覧ください。 「農業委員会事務の実地状況等の公表について」を説明。

議 長(三浦房) 説明が終わりました。 ここで、内容が多いので「暫時休憩」をいたします。

議長(三浦房) ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(三浦房) 議案第30号これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(三浦房) よろしいですか。 それでは、採決いたします。 議案第30号について、原案のとおり決定する事に賛成の方 は挙手をお願いします。

(全員举手)

- 議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第3の議案第31号「荒廃農地調査に伴う農地・ 非農地の判断について」を議題に供します。
- 議 長(三浦房) 議案第31号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局(赤坂) 議案書の21ページ議案第31号をご覧ください。 平成27年度農地パトロールにおいての調査結果であります。

議 長(三浦房) 説明が終わりました。 議案第31号これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議 長(三浦房) よろしいですか。 それでは、採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員挙手)

- 議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第4の報告第11号「法務局の農地の転用事実に 関する照会書の回答について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(黒沢) ご説明いたします。議案書の23ページ報告第11号をご覧ください。平成28年4月27日付けで回答を求められたもので、5月10日に三浦会長、川﨑良巳委員、大沢トモ子委員及び事務局2名で、現地調査をした結果でございます。

1番の土地の所在ですけれども、大字倉石中市字津久志森 76-48番と 76-54番、登記地目は畑、面積は合わせて 3,488平方メートルで現況は山林となっております。以上です。

議 長(三浦房) ただ今の報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長(三浦房) よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第11号終わります。

- 議 長(三浦房) 次に、日程第4の報告第12号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を事務局より説明をお願いします。
- 事務局(黒沢) それでは、議案書の24ページ報告第12号をご覧ください。 「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」は五戸町農地 移動適正化あっせん基準8の(1)の規定に基づき、別紙のとおり あっせんの申し出がありましたので、同基準8の(7)及び同基準 補則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付した からご報告いたします。

参考までに、売買価格は $\oplus \oplus \oplus \oplus$ 円で 10 アール当り $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus$ 円 となっております。以上です。

議 長(三浦房) ただ今の報告第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

- 議 長(三浦房) よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第12号を終わります。
- 議 長(三浦房) 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了い たしました。

以上を持ちまして、五戸町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年6月8日

五戸町農業委員会総会議長 三 浦 房 雄

議事録署名委員 中 里 光 朋

議事録署名委員 鳥谷部 甚一郎